

○坂下賢副委員長 続いて、日本共産党宮城県会議員団の質疑を行います。

なお、質疑時間は答弁を含めて十分です。金田もとる委員。

○金田もとる委員 日本共産党宮城県会議員団の金田もとるです。九月補正予算第五号案に関連して質疑します。

新型コロナウイルス感染症対策宿泊施設の確保についてでございますが、感染拡大の第七波に対して、保健所、医療機関への負荷を軽減するとして打ち出したのが全数把握の見直しです。全数把握の見直し、簡略化は一方で軽症者らの置き去り、切捨てにもつながりかねません。この八月、県内で陽性と判定されながら入院、施設療養に至らず自宅療養をされていた方は一日平均で二万人を超えていました。二〇二〇年二月から県内でコロナで亡くなられた方は八月末までに三百六人を数えましたが、直近の八月一か月でこれまで最多の九十三人が亡くなっています。必要な人に必要な医療を提供することができず、救えたはずの命が失われていく状況に追い込まれているのではないかと危惧します。県はこれまで、原則陽性者の隔離療養との立場を取ってきました。受入れ可能病床については、この間関係者の尽力で最大五百七十七床まで確保されました。医療機関の中には、県からの要請に応えるために新たに派遣の看護師を確保してコロナ病床の運用を行った医療機関もあつたとお聞きしています。先に、所管の委員会でも要望したことではありますが、このようなかかり増し経費についての財政的支援は必須だと思いますが、いかがかお伺いします。

○伊藤哲也保健福祉部長 県では、病床確保を依頼した入院受入れ病院に対して、賃金、報酬、病床確保料等を補助対象経費とした補助事業を実施し、財政的な支援をしております。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、医療機関の看護職員が陽性者や濃厚接触者等になり、不足している実情は認識しております。このため、県では看護職員派遣事業を令和二年度から実施し、看護職員の不足した医療機関に他の医療機関の看護職員を応援派遣する仕組みをつくっておりますが、医療機関全体で看護職員が不足しておりますことから、実績件数は僅かにとどまっております。県看護協会や様々な団体等と連携して派遣に対応できる看護職員の確保にも努めてまいります。

○金田もとる委員 ぜひ、かかり増し経費については直接的な支援をお願いしたいと思います。います。

宿泊療養施設の確保予算が追加されて二千六百室までの拡大が予定されていますが、この措置は、原則陽性者は隔離療養、この方針を維持できる規模の措置なのかどうか、伺います。

○伊藤哲也保健福祉部長　これまで軽症者等の療養については、病状急変時の適切な対応や家庭内での感染防止の観点から、原則宿泊療養を方針として取り組んでおります。現在、宿泊療養施設は計十四棟二千九十室を運営しております。今回の補正予算案に計上した二千六百室は、昨年策定した確保計画に基づく最大確保居室数であります。できる限り原則宿泊療養の方針で対応してまいります。

○金田もとる委員　全数把握の簡略化は、医療機関、保健所の事務作業の効率化にとどまらず、発生届の対象とリンクさせ、重症化リスクのない方は発熱外来の受診から遠ざける仕組みにもなっています。全国知事会の緊急提言では、治療を必要とする全ての陽性者が速やかに受診できる体制を確保することが大前提とされています。発生届対象外の方であっても病状を悪化させる際の受皿がやはり問題になります。結局は、発熱外来の抜本的強化、入院病床の確保といった医療提供体制の強化・拡充が必須と思われると思いますが、知事の認識はいかがか、伺います。

○伊藤哲也保健福祉部長　発生届の限定化によりまして、発生届出対象外となります患者の方について症状が悪化した場合は、陽性者サポートセンターに相談いただいて、医療機関等の紹介を行っております。紹介する医療機関は、かかりつけ医や診療・検査医療機関としておりますが、現在、それらの指定拡大やホームページでの公表なども進めているところです。また、入院病床の確保については、これまでも各医療機関に働きかけるなど継続して取り組んできておりまして、昨年度末から三病院五十七床を増床し、合計で五百八十床確保しております。こうした医療提供体制の確保に加えて、医療機関に負担を与えない自己検査の仕組みも八月上旬から導入しているところでありまして、入院等の必要な患者には適切に対応できる体制を目指しております。

○金田もとる委員　重ねてですが、治療を必要とする全ての陽性者が速やかに受診できる体制を確保することは大前提、このことを押さえていただきたいと思います。

続いて、ICT教育環境整備促進費について伺います。

私ども日本共産党宮城県会議員団も繰り返し求めてきた公費による一人一台端末環

境整備について、踏み出したことをまずもって歓迎いたします。しかしながら、九月七日の県教育委員会の通知において、「今後の一人一台端末環境の整備に関する県教育委員会の方針がBYODであることに変わりはなく、貸出し用タブレット端末の耐用年数も踏まえ、令和八年度を目途にBYODに本格移行できるような体制を整えていきたい。」。これは先ほど教育長からも説明がありましたが、この通知が出されたことに現場では落胆の声が広がっております。BYODの最大の矛盾は、生徒が既に持っている自分のスマホやタブレットは県の教育情報ネットワークに接続できず、結局半強制的に学校指定の機種、先ほどBYADの言葉も使われておりましたが、この購入が迫られる点にあります。義務教育段階で一人一台端末環境で学んだ生徒が高校に進学しても、切れ目なく同様の環境で学ぶことが国から指示されているわけですから、次の更新時には国にも予算を求めて公費整備すべきです。BYODの方針を撤回し、今後も公費整備し続けることを求めますが、いかがでしょうか。

○伊東昭代教育委員会教育長 国からは、公費によるあるいはBYODによるといった、どちらで整備していくかということについては、各都道府県の状況に応じてという方針が示されているという状況でございます。そうした中で、国による恒久的な支援が見込まれないという中で、県が独自に端末を更新し続けるというのやはり難しいことが想定されます。そして、これも繰り返しになりますが、既にBYODを導入している県立高校では、生徒が端末を自分のものとして自由に活用することで端末の活用スキルや情報活用能力が格段に向上するなど、教育効果が非常に大きいことも分かっております。こうしたことから、一定数の貸出用端末を整備しつつ、今後もBYODを基本方針として、一人一台端末環境の整備に取り組んでいく必要があると考えております。国に対しましては、これまでも恒久的な財源の確保について要望してきたところでございますが、今後もしっかりと引き続き求めてまいりたいと考えております。

○金田もとる委員 引き続き、国に対してもしっかりと求めて、求められない部分は県としても対応すべきだと考えます。

続いて、コロナ禍における原油価格・物価高騰等への対応について伺います。

六月定例会時でも要望していた燃油や農畜産業資材、肥料の高騰対策について予算化されたことは評価できます。畜産生産資材価格高騰対策緊急支援事業について、今般

九億一千六百万円余りが措置されていますけれども、今回の措置について九月九日に更に政府が物価・賃金・生活総合対策本部会合時に示した飼料価格の高騰対策について、この内容が含まれている措置なのかどうか。畜産農家からは今後の更なる追加策が求められています。更なる支援を期待できるものなのかどうか、伺います。

○宮川耕一農政部長 今回の補正予算でお願いしております畜産生産資材価格高騰対策費につきましては、本県独自の緊急的な措置としまして、配合飼料価格高騰等の影響を強く受けている畜産農家への支援策を講じようとするものでございます。今後につきましては、国の追加的な飼料価格高騰対策の内容も見極めながら、必要に応じて対策を検討してまいりたいと考えてございます。

○金田もとる委員 引き続き、更なる支援をお願いいたします。さつきも述べましたが、九月九日の政府の物価・賃金・生活総合対策本部会合では、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金の創設が確認されました。既定予算含めて六千億円、都道府県及び市町村が交付対象で、国から推奨事業メニューも示されています。今般、県の五号補正には、医療機関やホテル・宿泊業界を対象とした支援メニューが見当たりません。生活支援策でも、一世帯当たり五万円の価格高騰緊急支援給付金の対象とならない低所得世帯への支援も必要と考えます。県として更なる支援メニューを国に追加申請して具体化すべきと考えますがいかがでしょうか、伺います。

○村井嘉浩知事 しっかり検討してまいります。

○金田もとる委員 終わります。ありがとうございました。